

平成30年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

静岡県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成30年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守マニュアル等の活用

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制など網羅した法令遵守マニュアル等の活用に努める。

- ① 法令遵守マニュアルを、全ての役職員に配布する。
- ② 法令遵守マニュアルに基づく具体的な業務について、研修を行う。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故の未然防止の観点から、役職員に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌等により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するために研修の充実を図る。
- ③ 国保法、組合規約等に基づいた、組合員の適切な資格管理を行う。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように人事ローテーションに配慮するとともに、財務規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連で把握した情報は速やかに報告するとともに、法令遵守マニュアルに基づき適切に対応する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い、静岡県健康福祉部医療健康局国民健康保険課に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行うこと。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。